

令和2年度 桂川運動公園管理運営業務委託契約仕様書（必要事項）

1 委託業務内容

事項	内容	備考
1 利用調整	公園内のグラウンド及びゲートボール場の利用調整	現在の使用枠組みを変更しないこと。
2 公園の維持管理		
除草	L = 1,100 m A = 15,560 m <sup>2</sup> A = 28,045 m <sup>2</sup>	年2回 堤防部分(国管理を除く) グラウンド部分
清掃	運動公園内の清掃、ゴミ処理 不法投棄物への対応	月2回×12か月 随時
トイレ管理	運動公園内の移動式トイレ1基の日常管理として、清掃、簡易水洗の水の補給及びくみ取りの随時実施	
放置自転車等対策	公園内における放置自転車への対策としてのパトロール、随時投棄自転車等の撤去	
利用者の安全面の措置	公園内の安全利用の啓発や利用者の安全を阻害する放置物の移動・撤去など	
騒音等の苦情対応	公園利用者に対する騒音等の苦情対応	
3 公園の有効活用	グラウンドを利用した催しの実施	地域住民参加によるもの

※清掃・除草については着工前と完了の写真を撮影、対比出来るようにとりまとめ、撮影箇所がわかるよう箇所名（〇〇グラウンド等）を明記の上、人材確保・労働政策課まで提出すること。

2 事項別留意事項

(1) 利用調整

- ①利用決定は、前月の第一週に抽選の上、当月分の利用者を決定すること。  
優先利用の設定などにより公平性が損なわれないよう考慮すること。  
ただし、消防訓練等、地域住民に関わる催しについては別途調整の上、利用を決定すること。
- ②他の公園利用者の妨げとなったり、付近住民の迷惑になるような用途での利用は認めないこと。
- ③原則として自動車の乗り入れは認めないこと。

(2) 公園維持管理

除草

- ①法面の除草については、十分な刈込みを行うこと。
- ②作業中は、歩行者等に危険を及ぼさないよう、安全確保に努めること。

- ③刈草の処分方法は、持ち出し処分とすること。
- ④集草期間が長いと、火災及び付近の苦情の発生原因となるため、必要以上に刈草を放置することなく、早期持ち出しに努めること。

#### 清掃

- ①公園内(国から占有許可を受けている範囲)に散乱している廃棄物は、これを完全に収集した上で処分すること。
- ②作業中は、歩行者等に危険を及ぼさないよう安全確保に努めること。

#### トイレ管理

- ①河川水位増加などの緊急時のトイレ移動については、本業務には含まれない。  
ただし、移動式トイレの汚泥は、移設の支障とならないよう、随時くみとりを実施すること。
- ②トイレが破損した場合や老朽等により更新が必要となった場合は、受託者が修理又は同等品に更新すること。

#### 放置自転車等対策

- ①公園内に違法駐輪された自転車に対して警告札を取り付けるなど、注意喚起を図ること。
- ②不法投棄された自転車等については、随時処分すること。

#### 利用者の安全面の措置

- ①公園内の掲示物や巡回点検により利用者の安全利用を啓発すること。
- ②公園内の安全を阻害する放置物の撤去等、利用者が安全に利用できるよう措置すること。

#### 騒音等の苦情対応

公園利用者への騒音等の苦情対応及び公園利用者への周知等を行うこと。

#### (3) 公園有効活用

- ①地域住民等が年齢に関係なく容易に参加できる催しの実施に努めること。
- ②環境学習、イベントなど桂川の環境に配慮した事業を実施すること。
- ③地域住民の苦情がでないよう、持ち込んだ物等は責任をもって、持ち帰ること。

#### (4) その他

本件の管理にあたり、担当者及び連絡先を明記すること。  
(連絡先については、公園管理窓口として公表する場合がある。)